

東京都市計画都市高速鉄道の変更

東京都市計画都市高速鉄道のうち、第13号線を次のように変更する。

1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	第13号線	豊島区西池袋一丁目	渋谷区渋谷二丁目	豊島区雑司が谷三丁目 新宿区戸山三丁目 新宿区新宿七丁目 新宿区新宿三丁目 渋谷区千駄ヶ谷三丁目 渋谷区神宮前六丁目	約 8,900m	地下式		線路線数2
その他		本線の一部（豊島区西池袋一丁目地内）において、立体的な範囲を定める。（面積約470㎡を対象）						

「区域、立体的な範囲及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

名 称			位 置	備 考
番号	路 線 名	施 設 名		
	第 1 3 号線	雑司ヶ谷駅	豊島区雑司が谷三丁目	約 6, 0 0 0 m ²
		西早稲田駅	新宿区戸山三丁目	約 6, 1 0 0 m ²
		新宿七丁目駅	新宿区新宿七丁目	約 6, 1 0 0 m ²
		新宿三丁目駅	新宿区新宿三丁目	約 1 3, 4 0 0 m ²
		新千駄ヶ谷駅	渋谷区千駄ヶ谷三丁目	約 4, 4 0 0 m ²
		明治神宮前駅	渋谷区神宮前六丁目	約 5, 1 0 0 m ²
		渋谷駅	渋谷区渋谷二丁目	約 9, 1 0 0 m ²

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

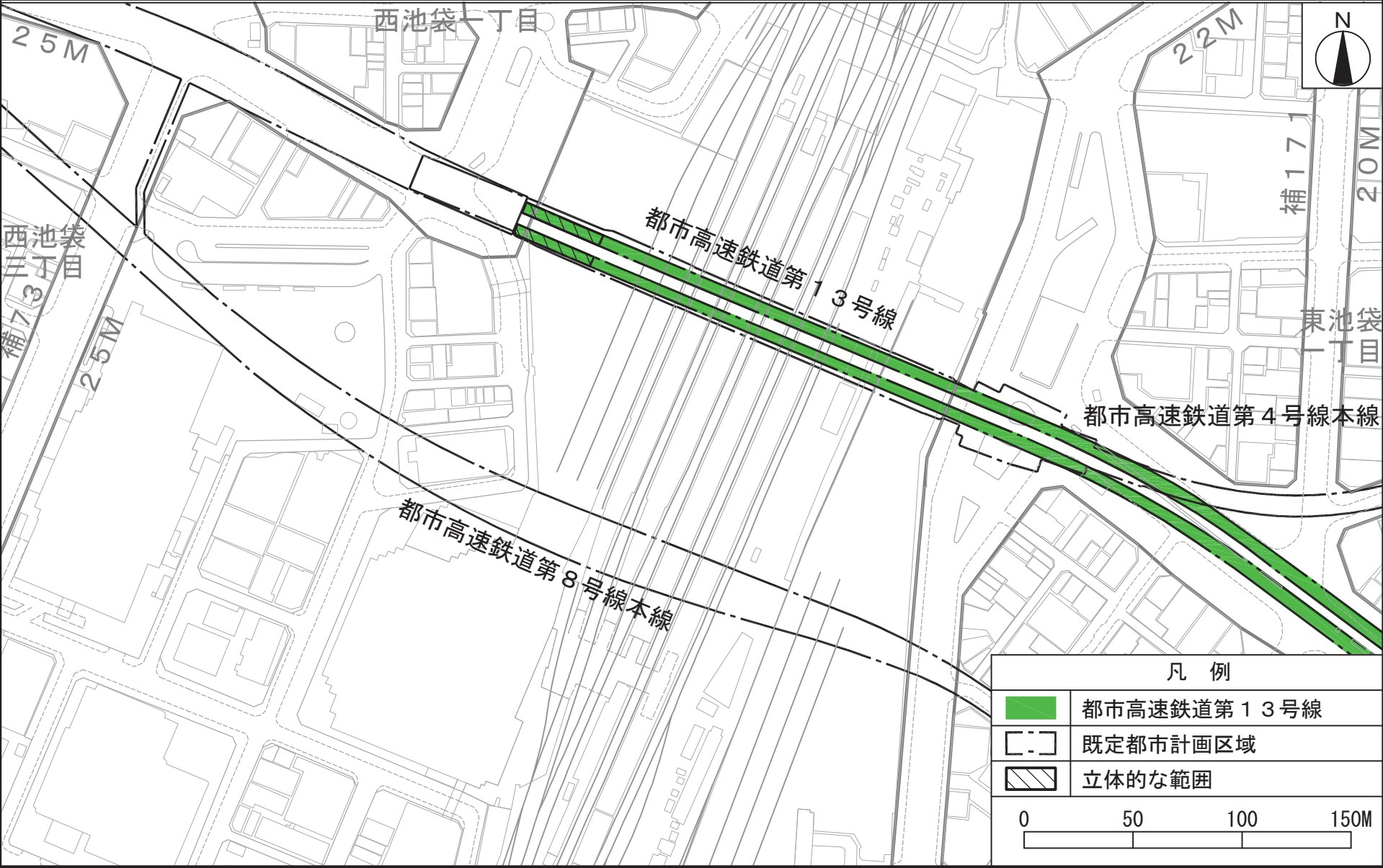
理 由

豊島区西池袋一丁目地内において、都市高速鉄道第 1 3 号線の区域を施設建築敷地を含む池袋駅西口地区第一種市街地再開発事業が予定されている。
市街地再開発事業の事業計画において、都市高速鉄道が存するように定め、その機能を保全するため、施設建築敷地内の都市高速鉄道第 1 3 号線の区域について、立体的な範囲を都市計画として定めるものである。

変 更 概 要

名 称	変更区間・位置	変 更 事 項
第 1 3 号線	豊島区西池袋一丁目	立体的な範囲の設定（面積約 4 7 0 m ² （豊島区西池袋一丁目地内））

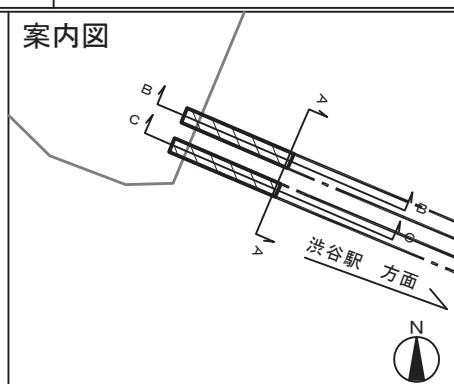
東京都市計画都市高速鉄道第13号線 計画図1



「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（4都市基交第1108号-2）して作成したものである。無断複製を禁ずる」
「（承認番号）4都市基街都第257号、令和5年1月5日」「（承認番号）4都市基交都第61号、令和5年1月5日」

東京都市計画都市高速鉄道第13号線 計画図2

案内図

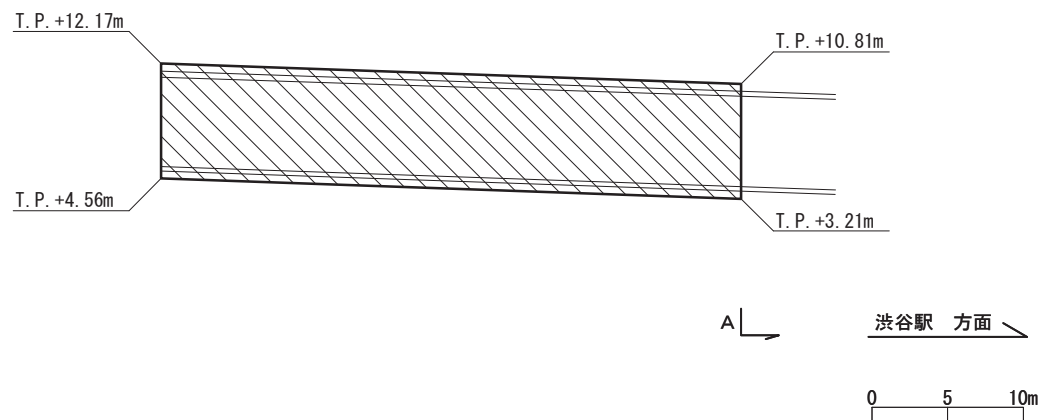
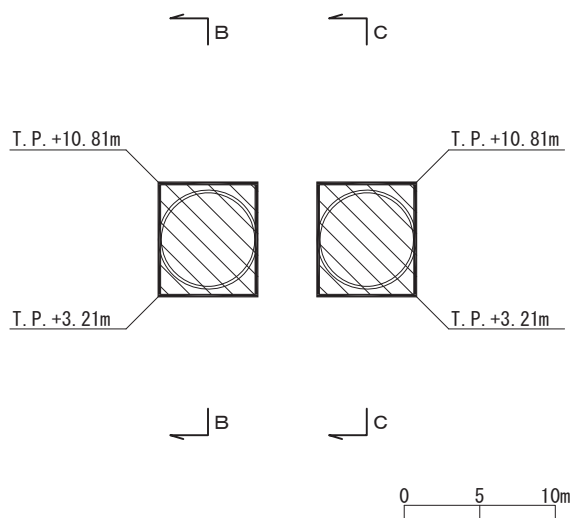


横断面図

A-A断面図

縦断面図

B-B断面図



凡例

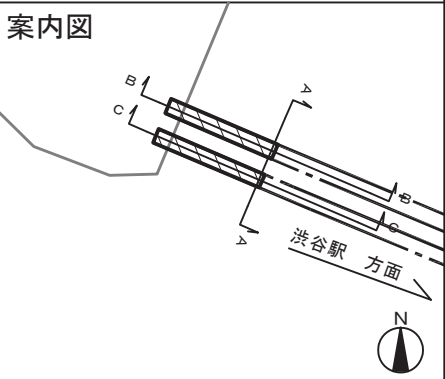


立体的な範囲

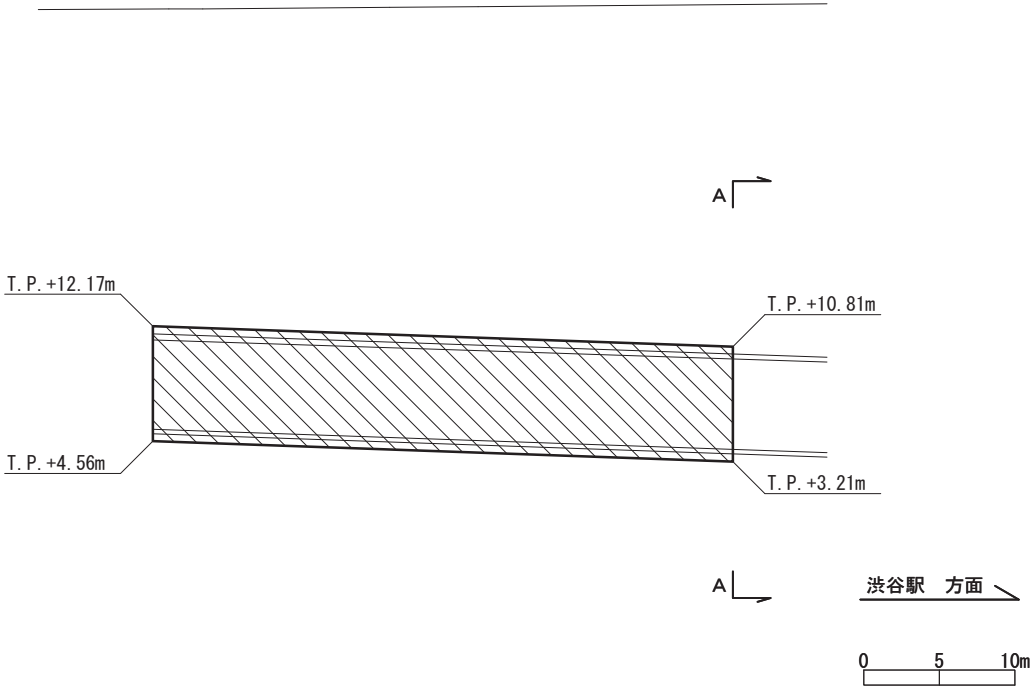
「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（4都市基交第1108号-2）して作成したものである。無断複製を禁ずる」
 「（承認番号）4都市基街都第257号、令和5年1月5日」「（承認番号）4都市基交都第61号、令和5年1月5日」

東京都市計画都市高速鉄道第13号線 計画図3

案内図



縦断面図
C-C断面図



凡例



立体的な範囲

「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（4都市基交第1108号-2）して作成したものである。無断複製を禁ずる」
「（承認番号）4都市基街都第257号、令和5年1月5日」「（承認番号）4都市基交都第61号、令和5年1月5日」

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画都市高速鉄道第 13 号線

2 理 由

都市高速鉄道第 13 号線は、東京メトロ副都心線として、池袋駅から渋谷駅間が開業しており、東京圏の鉄道ネットワークを構成する重要な路線の一つである。

豊島区西池袋一丁目地内において、都市高速鉄道第 13 号線の区域を施設建築敷地に含む池袋駅西口地区第一市街地再開発事業が予定されている。

市街地再開発事業の事業計画において、都市高速鉄道が存するよう定め、その機能を保全するため、施設建築敷地内の都市高速鉄道第 13 号線の区域について、立体的な範囲を都市計画として定めるものである。

上記の市街地再開発事業は、国際競争力強化に資する取組として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に定める予定であり、都市高速鉄道第 13 号線の変更についても、併せて同事業に定めるものである。